

平成30年度当初予算 アレルギー疾患医療拠点病院事業について

事項	アレルギー疾患医療拠点病院事業 【新規】	予算額	6,710千円
----	----------------------	-----	---------

[事業の目的・概要]

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月25日施行）を踏まえ、総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、県が選定するアレルギー疾患医療拠点病院に対し、人件費や会議費その他の活動費について助成する。

[内訳]

1 アレルギー疾患医療コーディネーター経費 5,352千円

アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する看護師等が、

- ・拠点病院と地域医療機関との診療連携体制の構築に向けた必要な協議・調整を行う。
- ・アレルギー疾患の予防・改善に向けた生活指導を実践する人材育成を行う。
- ・県内各地で研修会等の講師、実技指導等を行う。
- ・アレルギー疾患に関する県内調査・分析等を行う。

(積算)

446千円（難病医療コーディネーター基準額を参考）×12ヶ月

2 相談連絡員 912千円

アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する看護師等が、

- ・拠点病院と地域医療機関との診療連携体制の構築に向けた必要な協議・調整を行う。
- ・アレルギー疾患に関する県内調査・分析等を行う。

(積算)

76千円（難病拠点病院連絡相談員基準額を参考）×12ヶ月

3 アレルギー疾患診療ネットワーク会議等経費 446千円

- ・診療連携体制の構築に向けた地域医療機関との協議・調整のための会議を開催する。
- ・一般県民や患者・家族向けの研修会を実施する。
- ・医療従事者や、市町村・学校保健関係者向けの研修会を実施する。

[参考] 拠点病院の役割

